

ロールズの国際正義論批判とコスモポリタン正義論（2） —ベイツ、ポッゲ、ヌスバウムを中心に—

Beitz, Pogge and Nussbaum on Cosmopolitan Justice:
Critics of Rawls's Law of Peoples, Part 2

田 中 宏 明

トマス・ポッゲは、現代においてコスモポリタニズムを提唱する代表的な政治理論家であり、ロールズの国際正義論の忌憚のない批判者でもある。ポッゲのコスモポリタン正義論は自らのグローバル正義論に基づいており、そのグローバル正義論は、ロールズに従って、社会構造、とりわけ社会制度の観点から提起されている。ポッゲは、西洋の豊かな市民が形成するグローバルな制度秩序がグローバルな貧しい人々に対して危害を加えており、それゆえ、西洋の豊かな国々には、危害を加えないという正義の消極的義務があると主張する。ポッゲの制度的アプローチによれば、危害を加える制度秩序を支える人は、もし危害を被る人の保護と制度改革の推進に向け道理に適った努力をしないのであれば、その制度に協力し、消極的義務を犯しているとみなされる。ポッゲが提唱する制度的コスモポリタニズムも社会正義コスモポリタニズムとともに、人権の制度的理解に基礎を置く。制度的人権は、「人権は消極的義務のみを伴う」というリバタリアンの制約のもとで理解されている。ロールズの正義論に依拠するように見えても、ポッゲの理論は、それをグローバルに拡大するコスモポリタニズムではなく、リバタリアンの規範を前提に構築されており、それがポッゲ批判の焦点となっている。

キーワード：トマス・ポッゲ、グローバル正義論、貧困、人権、消極的義務、リバタリアン、ジョン・ロールズ、コスモポリタニズム

目 次

- I はじめに
- II ロールズの国際正義論
- III ベイツのコスモポリタン正義論
以上前号
- IV ポッゲのコスモポリタン正義論

- 1 ポッゲの理論—『世界の貧困と人権—コスモポリタンの責任と改革—』を中心に—
- 2 社会正義コスモポリタニズム
- 3 ロールズ批判
- 4 ポッゲ批判

以下次号予定

- V ヌスバウムのコスモポリタン正義論
- VI おわりに

IV ポッゲのコスモポリタン正義論

トマス・ポッゲはチャールズ・ベイツとともに、ジョン・ロールズの正義論をグローバルに拡大するロールズのコスモポリタニズムの立場にあるとみなされ¹⁾、あるいは格差原理をグローバルに適用する「コスモポリタン平等主義者」²⁾とみなされている。そのコスモポリタニズムはロールズによって批判されている³⁾。しかしながら、グローバル正義に関する諸論文からなる『世界の貧困と人権—コスモポリタンの責任と改革—』⁴⁾においては、ポッゲはもはやロールズのコスモポリタニズムの立場にはない。ポッゲは、自らの立場を「超教派的」(ecumenical)なものと呼び、この立場から、「ロック主義、ロールズ主義、リバタリアン、コミュニタリアンのみならず、今日の西洋政治思想で盛んであるすべての主要な見解の支持者を説得しようとしている⁵⁾。」ポッゲは、ロールズの正義論を批判的に受け入れながらも、ベイツのようにロールズの正義論をグローバルに拡大したコスモポリタニズムを主張することなく、自らのコスモポリタニズムを提唱する。

ポッゲは、コスモポリタニズムの観点から自らの議論を進めるのではなく、「グローバル正義」の観点から理論構築を行っている。ポッゲが「国際」正義ではなく、「グローバル」正義という用語を使用する理由は、現代の世界では、国内関係と国際関係を明確に区分することは時代遅れとなっているからである。グローバリゼーションと関連して、国連、E U、W T O、世界銀行、I M F、そしてN G Oなどのトランスナショナルなアクターが急激に増加し、これらのアクターの体系的な活動の重大な影響が国民社会の国内生活に深く入っている。それゆえに、ポッゲは「国際」正義から「グローバル」正義への用語の転換を主張する。「正義」という用語の使用に関して、ロールズが社会制度を道徳的評価の明確な領域として位置づけた「学術用語上の革新」は少なくとも英語圏の哲学で定着しているとポッゲは捉え、さらに今日「正義」という用語が社会のルール(法、実行、社会的慣習、そして制度)を道徳的に評価する場合に有力であり、そして正義という用語によって個人または集団的行為者の行為と性格を道徳的に評価することはほとんどないと主張する。それによってポッゲは、「正義」と「倫理」の区別を、それぞれ「制度」と「相互行為」の区別に

対応させ、グローバル正義の論説とは「トランスナショナルな制度的取り決めをいかに評価するか」という問題についてのものであり、それに対してグローバル倫理の論説とは「ますます複雑化しますますトランスナショナルになる道徳的責任をトランスナショナルなアクターがいかに考慮に入れそして実行するか」についてのものであると規定する⁶⁾。ポッゲのグローバル正義論は、トランスナショナルなアクターの相互行為的な倫理に係わるものではなく、トランスナショナルまたはグローバルな制度的正義に関するものである。

ポッゲのグローバル正義論は、ロールズに従って、社会構造、とりわけ社会制度の観点から提起されている。ポッゲのコスモポリタニズムもまた制度的な観点から議論がなされている。しかしながら、それは、ロールズの正義論に依拠する理論でもそれをグローバルに拡大するコスモポリタニズムでもなく、リバタリアンの規範を前提に理論構築されている。

そこで、最初に、ポッゲのグローバル正義論とはいかなるものかを検討する。その際、ポッゲが正義の問題として取り上げるのがグローバルな貧しい人々のことである。それゆえ、ポッゲが世界の貧困をどのように捉え、グローバルな制度のどこに問題を見出し、どのようなグローバル正義論とコスモポリタン正義論を提起するのか、そして両者はどのような関連があるのかを検討する。さらにポッゲが自らのコスモポリタニズムを再考し「社会正義コスモポリタニズム」を提唱しているが、それはいかなる理論かも検討する。次に、ポッゲはどのようにロールズの正義論とともにロールズの国際正義論を批判するのかを考察する。そして最後に、ポッゲへの批判、特にポッゲのリバタリアンの立場をめぐる批判について検討する。

1 ポッゲの理論—『世界の貧困と人権—コスモポリタンの責任と改革—』を中心に—

(1) 世界の貧困と消極的義務

ポッゲは、「われわれ」⁸⁾西洋の豊かな市民が形成するグローバルな制度がグローバルな絶対的貧困者に対して危害を加えており、それゆえ、西洋の豊かな国々には、危害を加えないという正義の「消極的義務」があると主張する。ポッゲはなぜ西洋の豊かな市民がグローバルな貧しい人々に危害を加えていると主張し、そしてどのような理由から消極的義務を主張するのか。世界銀行のデータ等を用いて、ポッゲは、現代世界における厳しい貧困と不平等の状況を次のように説明する。

ポッゲによれば、2004年の時点で25億3300万人あるいは人類の39.78パーセントが厳しい貧困下で暮らしている。極端に貧しい人々は、さまざまな形態の搾取や虐待に対して脆弱であるだけでなく自然社会状況におけるほんのわずかな変化に対してもきわめて脆弱である。毎年、貧しい人々の約1800万人が貧困と関連した原因で早すぎる死を迎えている。これはすべての人間の死の3分の1にあたる(WPHR: p. 2)。ポッゲは、1984年から2004年の20年間にグローバルな格差は拡大していると主張する。すなわち、O E C D諸国では一人当たり最終消費支出は実質で56.3パー

セント上昇した。中央値の消費支出は48.6パーセント上昇し、20パーセンタイルは36.2パーセント上昇し、10パーセンタイルは32.6パーセント上昇し、最下位は9.6パーセント上昇したにすぎない（WPHR: p. 3）。高所得諸国の平均消費支出は、グローバルな貧困層の平均消費支出よりも、購買力で約30倍大きく、為替レートで比較すると、約120倍大きい。そのような市場レートで評価すれば、25億3300万の貧しい人々をあわせても、2004年の全家計の消費支出うち、その消費支出は約1.67パーセントを占めるにすぎない。その一方で、高所得諸国の10億400万人の人々の消費支出は、81パーセントを占める。高所得諸国の人々からその消費支出の70分の1に当たる約3000億ドルを移転することは、グローバルな貧困層が厳しい貧困から逃れるのに必要とする付加的な年当たりの消費を提供することになる（WPHR: pp. 2-3）。3000億ドルとは、高所得諸国経済の国内総所得の一年の総計の1パーセント以下である（WPHR: p. 10）。貧困と関連した約1800万人の早すぎる死が既存のグローバルな制度秩序が不正義である根拠となり、この3000億ドルという金額は不正義な現状に代わる改革に必要とされる根拠となる。

ポッゲは、現代世界の厳しい貧困とグローバルな不平等とその拡大があるにもかかわらず、われわれが無視あるいは黙認する二つの共通の偏見があると指摘する。第一の偏見が、「海外の厳しい貧困の持続は、われわれの道徳的な注意を必要としない」というものであり、そして第二の偏見は、「世界の貧困に関して、われわれの行為、われわれの政策、そしてわれわれが築くグローバルな制度にひどく悪いものは何もない」というものである。ポッゲは、この二つの偏見を同等に問題視するのではなく、第一の偏見を批判し世界の貧困に道徳的な注意を注ぐ一方で、第二の偏見の一部を擁護する。ポッゲによれば、第二の偏見は二つの要求によって擁護される。第一に、厳しい貧困の原因を積極的にもたらずことによって外国人に危害を加えることはひどく誤った悪いことである一方で、海外の厳しい貧困を防がないことによって外国人に利益をもたらさないことはそれほど悪いことではない。要するに、危害を加えないという消極的義務を果たさないことは悪いが、利益をもたらす積極的義務を果たさないことは悪いことではない。第二に、海外の厳しい貧困に関して、われわれは積極的に厳しい貧困の原因となっておらず、ただその多くを防ぐのに失敗しているだけである（WPHR: pp. 13-15）。

ポッゲは、第一の要求によって第二の偏見を擁護する。すなわち、第一の要求に異論を唱えて、「貧困の原因を積極的にもたらずこと」と「貧困を防ぐのにたんに失敗すること」の区別にほとんどあるいはまったく道徳的重要性がないという主張に対して、ポッゲは、リバタリアンと第一の要求による第二の偏見に同意し、行為と制度設計に関して、この区別を道徳的に重視する。ポッゲは、積極的義務ではなく消極的義務を支持する。消極的義務は、「危害を加えない義務であり、それは他者の状況を悪くする行為に特定の最小限の制限（人権の場合にはもっと最小限の制限）を課す」と定義される。ポッゲは、第二の要求、特に、われわれの政府、すなわち、われわれが、主要な責任を負うグローバルな制度的秩序に関して、ポッゲは、われわれが課す既存のグローバル秩序が積極的に厳しい貧困の原因となっていないということを否定する（WPHR: p. 15）。ポッゲは、

既存のグローバル秩序に貧困の原因を見出す。

では、既存のグローバルな制度秩序がなぜ厳しい貧困という危害を加えることになるのか、そしてそれを支える人には消極的義務が課せられることになるのか、この二点に関してポッゲの議論に沿って検討していくことにする。

（2） グローバルな制度秩序と説明的ナショナリズム批判

最初に、既存のグローバルな制度秩序がなぜ厳しい貧困の原因となるのか。ポッゲは、既存のグローバルな制度秩序が厳しい貧困を持続させる原因となる役割として、「国際的な借り手特権」と「国際的な資源特権」を挙げる。ポッゲによれば、ある国内の大半の強制手段を管理するあらゆる集団も、この国の領土と民衆の正統な政府として国際的に承認される。この集団が国際的に政府とし承認されていることと、この集団が、いかに権力に就いたか、どのように権力を行使するか、そしてどの程度それが支配する住民によって支持されあるいは反対されているかということとは係わりがない。事実上の権力を行使するそのような集団が国際的な承認を受けるということは、ただたんにわれわれがその集団と交渉に従事するということのみを意味するのではない。そのことは、その集団が支配する民衆のために行為するこの集団の権利をわれわれが認め、特に、その国の名で自由に融資を受ける特権（国際的な借り手特権）とその国の天然資源を自由に処分する特権（国際的な資源特権）をその集団にわれわれが与えるということも意味する（WPHR: pp. 118-119）。

第一に、国際的な資源特権に関して、権力の座にある集団にわれわれが資源特権を与えることは、問題のある国の天然資源をその集団が事実上支配していることをわれわれが黙認している以上に、この特権がそのような資源に関する所有権の法的に妥当な移転をもたらす権力を含んでいるとポッゲは指摘する。たとえば、サウジアラビアの王家あるいはスハルトから、モブツあるいはアバチャから、資源を購入した企業は、これらの資源の正統な所有者として世界のどこでも資格があるものとして認められそして実際に認められる。「これがわれわれのグローバルな制度秩序の顕著な特徴である。」ポッゲは国際的な資源特権が故買をした者に所有権を授けるものと批判する。すなわち、護衛を打ち負かしそして倉庫を支配する集団は、他者にいくつかの商品を与えることができ、代わり金銭を受け取ることができる。しかし、それらに代金を払う故買者は、略奪品のたんなる占有者であって、所有者ではない。これと選挙で選ばれた政府を打ち負かしそして国を支配する集団を対照すると、そのような集団もまた、その国の天然資源のいくらかを与えることができ、代わりに金銭を受け取ることができる。しかしながら、この場合、購入者は、たんなる占有を手に入れるだけではなく、すべての所有の権利と自由も獲得する。それは、すべての他の国家の裁判所と警察力によって保護され執行されると仮定されそして実際にそうされる。「国際的な資源特権とは、その国の資源に関してのグローバルに妥当する所有権を授ける法的権力である（WPHR: p. 119）。」

ポッゲは、政府の権力がいかに獲得されたかに無関心であることによって、国際的な資源特権が

資源の豊かな国においてクーデターの試みや内戦に向けた強力な誘因を提供すると指摘する。たとえば、最近の32年間のうち28年が軍事政権であったナイジェリアのように、どのような手段で権力を得た者も、自らを富ませそしてその支配を固めるための収入の流れをあてにする。そのような支配者は、民衆の支持に依存せず、そしてそのために貧困の撲滅あるいは経済成長に向けた生産的な投資をほとんどしない。国際的な資源特権がなければ、貧しい国の豊富な資源があることが民主政府、経済成長、そして貧困の撲滅に向けた進歩を妨げることはないであろうとポッゲは主張する (WPHR: p. 119)。

第二に、国際的な借り手特権についても、国際的な資源特権と同様なことが指摘できるとポッゲは主張する。ポッゲによれば、たとえ政府の権力をいかに獲得しあるいは行使しようとも、国内の領土において政府権力を保持するいかなる集団も全体の社会の名で資金を借りる資格が与えられる。それによって、国全体に国際的に妥当な法的義務が課される。「腐敗し、残忍で、非民主的で、非立憲主義で、抑圧的で、人気のないかつての前任者によって背負った債務の履行を拒否するいかなる後継の政府も、他国の銀行と政府によって厳しく罰せられることになる。」後継の政府は、最低限、国際金融市場からその自らの融資を受ける特権を失うことになる。したがってそのような債務履行の拒否はまれである。過去の政府から劇的に断行した後新たに選挙で選ばれた政府もその恐ろしい前任者の負債を支払うよう強制される (WPHR: p. 120)。

要するに、国際的な資源特権と国際的な借り手特権というグローバルな経済秩序の二側面が実質的に厳しい貧困の持続の一因になっている。それゆえ、ポッゲは、既存のグローバル経済秩序を課す豊かな国と市民が、厳しい貧困の持続の一因となり、そしてそれに対する制度的な道徳的責任を共有すると主張する (WPHR: pp. 121)。

ポッゲは、グローバルな制度的要因のみを強調するのではなく、「国内的要因」(制度、公務員、政策、文化、天候、自然環境、技術的経済的発展レベル)を無視する訳ではない。逆に、ポッゲは、グローバルな要因を考慮に入れずに、国内的要因のみを重視する見方を「説明的ナショナリズム」と呼びそれを批判する。すなわち、「説明的ナショナリズムは、貧しい国における悪い国内政策と制度に現在の人間の悲惨さの原因を捜し出す。」しかし、ポッゲは、国内政策と制度が悪いことを認めるが、悪い国内政策と制度の原因をグローバルな政策と制度に捜し出すことができると主張する。豊かな国の既存の政策と豊かな国が課すグローバルな秩序は、貧しい国における貧困と未履行の人権の一因となり、それゆえ多くの人々に厳しい不当な危害を与える。「これらの危害はたとえ相対的にささやかな国際的な改革によってさえ劇的に減少されうる」とポッゲは主張する (WPHR: p. 145-150)。

(3) 消極的義務

次に、ポッゲはなぜグローバル制度秩序を支持する国や市民には消極的義務があると主張するのか。ポッゲによれば、すべての当事者にとって問題になっていることが固定されているとする

と、日常的道徳的な思考は、次のような形態をもつ道徳的理由のヒエラルキーに関連する (WPHR: p. 138)。

- (1) 他者を不当に取り扱わない (不当に危害を加えない) 消極的義務、
- (2a) 不当な取り扱いから自分の近親者を守る積極的義務、
- :
- (2n) 不当な取り扱いから自分の同胞を守る積極的義務、
- :
- (2z) 不当な取り扱いから無関係な外国人を守る積極的義務 (WPHR: p. 138)。

ポッゲによれば、不正義と他者の不当な取り扱いからわれわれの同胞を守ることは、これらの危害がわれわれ自身のしたことではないかぎりにおいてのみ、外国人が被る不当な危害からわれわれを遠ざける。われわれの道徳は同胞を優先することを許容し、そしてより一般的に、近い人を優先することを許容する。外国人が第三者によって受ける不正義と不当な取り扱いを止めるよりも、同胞が受ける不正義と他の不当な取り扱いを止める方が道徳的に重要である。外国人に援助のようなものを与えるよりもわれわれの同胞のニーズに気を配ることが道徳的に重要である。しかしながら、「外国人の被る不当な危害がわれわれ自身のしたことであるときに、外国人と同胞は同等である。われわれが外国人に対して犯す不正義や他の不当な取り扱いは、われわれが同胞に対して犯す不正義や他の不当な取り扱いと同じ重さをもつ」。外国人がわれわれにもつ道徳的要求はわれわれが国内で正義を追い求めることに制限を課す (WPHR: pp. 138-139)。

ポッゲは、外国人が自国で生じた不正義と他の不当な取り扱いに苦しんでいるとしても、われわれが自国や自らのコミュニティを優先することを認める。しかし、われわれがグローバルな秩序を持続的に形成しそしてそれを強制的に課すことに実質的に係ることで、グローバルな秩序はひどく歪められ、それによって、外国人が危害を加えられているときに、ポッゲは自国の優先を認めない。それゆえ、ポッゲは消極的義務の重要性を主張する。なぜならば、消極的義務を受け入れるか否かは、重大な道徳的な相違が生じるからである。消極的義務を認めないならば、グローバルな貧困によって苦しむあらゆる不正義を上記のリストの最後の (2z) に置くことになる。消極的義務を認めるならば、不正義のいくつかを上記のリストのトップの (1) に置くことになる。そのように消極的義務を格上げすることで影響を受ける危害の総計は大きい。なぜならば、貧困と抑圧によって、数億もの人々が影響を受け、そして約1800万人が毎年死亡するからである (WPHR: pp. 138-139)。

ポッゲは、グローバル秩序を形成しそれを課す豊かな西洋の国や市民は、消極的義務を負い、消極的義務を認めることが積極的義務を認めることよりも重要であると主張する。

(4) 根源的な不平等とグローバル資源配当

ポグゲは、世界の貧困を根源的な不平等の具体的な例としてあげているが、そもそも根源的な不平等とは何かは以下の五つの条件との関連で定義されている (WPHR: p. 204)。

1. 最も恵まれない人々は、絶対的な意味で非常に恵まれていない。
2. 最も恵まれない人々は、相対的な意味でも非常に恵まれておらず、他の多くの人々よりもはるかに恵まれていない。
3. 根源的な不平等には鈍感になる。最も恵まれない人々が、自らの運命を実質的に改善することは困難であるかまたは不可能である。そして恵まれた人々のほとんどは、数ヶ月の期間でさえ底辺での生活を決して経験せず、そのような生活がどのようなものかを鮮明に考えることもない。
4. 根源的な不平等は広範囲に渡る。不平等は、天候あるいは自然の美しさあるいはハイカルチャーへのアクセスのような生活のある側面に関連するだけでなく、ほとんどあるいはすべての側面と関連する。
5. 根源的な不平等は回避できる。恵まれた人々は、自らが貧しくなることなく、最も恵まれない人々の環境を改善することができる (WPHR: p. 204)。

ポグゲは、根源的な不平等を、積極的義務の侵害とは捉えられても、消極的義務の侵害ではないと主張する。ポグゲは火星人の例をあげる。ポグゲは、われわれが非常に恵まれない火星人を発見し、そしてわれわれにとってわずかなコストで火星人を援助することができるかと仮定する。「われわれが何もしないのならば、確かに慈善の積極的義務を侵害することになる。しかしわれわれは正義の消極的義務を侵害してはいないであろう。なぜならば、われわれは火星人の窮乏が永続する原因に関与していないからである。」根源的な不平等の五つの条件だけでは消極的義務の侵害にはならない。恵まれた人々による消極的義務の侵害を含む不正義を証明するためには、さらなる条件が満たされなければならない。ポグゲは、不正義の三つの異なる理由を、この問題への三つの妥当なアプローチとして提起する。三つのアプローチとは、第一に「共有する社会制度の効果」、第二に「天然資源の使用からの補償のない排除」、そして第三に「共通の暴力的な歴史の効果」である。ポグゲは、このアプローチによって政治哲学がまったく異なり競合するものであることを示す具体例になるが、以下の二点が真実であれば、政治哲学の中からどれかを決定する必要はないと述べる。第一に、すべての三アプローチは、既存の根源的な不平等を不正義として分類し、そしてその強制的な維持を不正義の三つの異なる理由として分類する。第二に、すべての三アプローチは、正義に向けての重大なステップとして現状の同じ実行可能な改革に合意できる (WPHR: pp. 204-205)。

はじめに、三つの異なる不正義を理由に、ポグゲは消極的義務を恵まれた人々に課す。すなわ

ち、第一に、火星人と著しく異なり、恵まれた人々が形成した国際的に共有された制度がグローバルな貧困者に重大な影響を与えている。豊かな国は、世界経済のルールをつくるパワーを行使して、最も貧しい人々からグローバルな経済成長の公正な分け前を奪っている。第二に、「ロックに但し書き」⁷⁾とは異なり、数十億の人々は、すべての資源がすでに他者によって所有されている世界に生まれる。貧しい人々はどんなに勤労に励んでも、その教育と雇用の機会が制限され、自らの生存に十分なほど稼ぐことができず、世界の天然資源に対する釣り合った分け前を確保できていない。そして第三に、グローバルな貧しい人々の現在の環境は征服と植民地化という劇的な期間によってつくられている。道徳的原理と法的ルールが過度に侵害された歴史的過程に社会的な始発条件の配分が左右されるときに、われわれはその条件における極度の不平等を支持すべきではない。道徳的にひどく汚れた歴史を結果としての根源的な不平等を許してはならない。それゆえ、これらのアプローチにより、恵まれた人々には消極的義務があるといえる (WPHR: pp. 205-210)。

次に、ポグゲは正義に向けて不正義な現状に代わる実行可能な改革案として「グローバル資源配当」(Global Resources Dividend)を提起する。グローバル資源配当の議論の前提として、ポグゲは、「もしわれわれ自身の暮らし向きを悪くすることなく、われわれがグローバルな貧しい人々の環境を改善できる場合にかぎり、現状は不正義なのである。」と主張する。それゆえ、グローバル資源配当は、地球の資源を人類の共同の財産として平等に分配するような過激な提案ではなく、「穏健な」ものである。さらに、グローバル資源配当の提案が穏健であるのは、それぞれの政府にその領土における天然資源の支配が委ねられるからである。穏健さで重要な点は、提案された制度的提案がそれを履行するのに必要な支持を得ることであり、そしてわれわれが知る世界においてそれ自体を支持することができる点である。こうした穏健さの要件を満たすものとしてグローバル資源配当が提案されている (WPHR: pp. 210-211)。

ポグゲによれば、現在の根源的な不平等はより豊かな社会や集団がその有利性をさらに拡大するために、資本と知識におけるその有利を利用してきた数十年数世紀にわたる累積的な結果である。この不平等はわれわれのグローバルな市場システムの強力な遠心的傾向以上に長期の複合的な力を示している。もし根源的な不平等がひとたび除去されれば、公正で開かれたグローバルな市場システムの文脈において、ほんの少しのグローバル資源配当が、その不平等の再出現の機先を制するに足るほどに、その通常の市場の遠心的傾向を継続的に均衡させるに十分であるかもしれない。しかしながら、問題の大きさゆえに、初期にはより多く配当が必要とされるかもしれない。その結果、極度の貧困が除去される前に長時間かかることはなく、そして受け入れ可能な分配の輪郭が達成される。具体的には、最大限で2005年のグローバルな生産物の0.67パーセントあるいは年当たり約3000億ドルになる。これは25億3300万人を厳しい貧困から逃れるのを妨げている総消費不足におおよそ一致する。ポグゲは、石油の採掘に1バレル当たり3ドルのグローバル資源配当を提案し、それによって約30パーセントの歳入を見込んでいる (WPHR: pp. 210-211)。

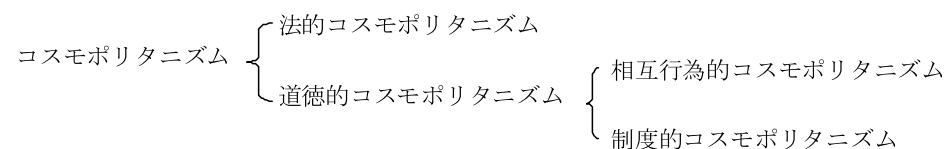
グローバル資源配当の創設により、豊かな国の恵まれた人々の暮らし向きを悪くすることなく、世界の貧困が除去されることが想定されている。グローバル資源配当は、既存のグローバル秩序における厳しい貧困と根源的な不平等に対する制度的グローバル正義論の観点からの改革案であり、グローバル秩序を支える豊かな国の人々の消極的義務を履行するための提案でもあり、そして「相対的にささやかな国際的な改革」案なのである。

(5) コスモポリタニズムの三つのアプローチ

では、ポッゲの制度的グローバル正義論とポッゲのコスモポリタニズムはどのような関連があるのか。最初に、ポッゲがコスモポリタニズムをどのように捉えているかを検討する。ポッゲによれば、「個人主義、普遍性、そして一般性」という三つの要素がすべてのコスモポリタンの立場によって共有されている。第一に「個人主義」とは、関心の根本的な単位が「人間」または「人」であるということである。家系、部族、エスニック共同体、文化共同体または宗教共同体、国民または国家は、個々の構成員または市民にとって、間接的にのみ関心の単位となりうる。第二の「普遍性」とは、関心の根本的な単位の地位が「すべての」生存する人間に「平等に」帰するというものである。それは、男性、貴族、アリア人、白人、またはムスリムなどのある部分集合にたんに帰するのではない。第三に「一般性」とは、この特殊な地位はグローバルな力をもつということである。人は「すべての人にとって」関心の根本的な単位である。この地位は、同胞、仲間の宗教者のようなものだけにあってのものではない(WPHR: p. 175)。

次に、ポッゲは、コスモポリタニズムを法的コスモポリタニズムと道徳的コスモポリタニズムとに分け、さらに道徳的コスモポリタニズムを相互行為的構想と制度的構想に分けることで、三つのコスモポリタン・アプローチを提示する。ポッゲが支持するコスモポリタニズムは、法的コスモポリタニズムではなく、道徳的コスモポリタニズムであり、それも、相互行為的な倫理に基づくものではなく、人権に基づいた制度的コスモポリタニズムである(WPHR: p. 175)。

図1 ポッゲの三つのコスモポリタニズム



ポッゲによれば、法的コスモポリタニズムは、すべての人が同等な法的権利義務をもつグローバルな秩序、すなわち、普遍的共和国の同胞の市民であるグローバルな秩序という具体的な政治的理想に係わる。それに対して、道徳的コスモポリタニズムは、すべての人が互いに一定の道徳的関係の中にいると考える。すなわち、われわれは道徳的な関心の根本的な単位として互いの地位を尊

重することが必要とされる。その必要条件が、われわれの行為、そして特に、われわれが制度的スキームを構築しようとする努力に制限を課す。道徳的コスモポリタニズムの中心的な観念は、「すべての人間が道徳関心の根本的な単位としてグローバルな資質をもつ」ということである。ポッゲはその関心を人権と結びつけ捉えている(WPHR: p. 175)。

ポッゲはさらに道徳的コスモポリタニズムを制度的構想と相互行為的構想に区分する。課されるべき道徳的制約の性質によってこの区分がなされている。ポッゲによれば、制度的構想は社会正義のある根本的な諸原理を仮定する。これら原理は、制度的スキームに適用し、したがって二次的原理である。すなわち、それは人間の相互行為を規制する基礎的なルールと実行を評価するための基準である。それとは対照的に、相互行為的構想は、倫理のある根本的な諸原理を仮定する。これら原理は、人と集団の行為に直接的に適用する点で、一次的である。相互行為的コスモポリタニズムは、人権を満たすための直接的責任を他の個々の行為者や集団の行為者に割り当てるのに対して、制度的コスモポリタニズムは、そのような責任を制度的スキームに割り当てる。人の責任はそれゆえ間接的である。人が課すことに助力するあらゆる実行の正義に対して共有された責任がある。すなわち、「犠牲者を保護しそして制度改革を促進するという道理にかなった努力をしないで、避けられるにもかかわらず人権を履行しないままにしておく強制的な制度秩序を課すことに人は協力すべきではない」のである(WPHR: p. 176)。制度的コスモポリタニズムは、制度的グローバル正義と同様に、不正な制度を強制的に課す人に消極的義務を課す。制度的コスモポリタニズムは、制度的グローバル正義論と同様に、グローバル制度秩序における不正義を問題にするが、制度的コスモポリタニズムは、特にグローバルな制度秩序による人権の履行を焦点に議論が展開される。

(6) 人権の制度的理解

制度的コスモポリタニズムは人権に基づくが、ポッゲは人権をどのように理解するのか。ポッゲによれば、「人権はあらゆる強制的に課された制度秩序への道徳的要求である⁹⁾」。いいかえれば、「人権は強制的な社会制度への要求」であり、そして二次的に「その制度を支持する人に対する要求」である(WPHR: pp. 50-51)。ポッゲは、人権を制度的に理解する。ポッゲによれば、人権の制度的理解は、人権がどのような義務を伴うかについてミニマリストとマクシマリストとのよく知られた論争に屈しないという。ポッゲによれば、一方で、リバタリアンは、義務を(問題となる権利の侵害を抑制する)消極的義務にだけにすべきであると要求する。そのようなミニマリストの説明によれば、世界人権宣言の第22条から第27条に仮定された社会保障、仕事、休暇そしてレジャー、適切な生活水準、教育、あるいは文化に対する「人権」は、積極的義務を本質的に伴う。それゆえに、ミニマリストはそれから「人権」の資格を奪う。他方で、マクシマリストの説明によれば、すべての人権は消極的義務と積極的義務の両方を伴う。ミニマリストにとって、人権は自制のみを求める。マクシマリストにとって、人権は地球上のどこにしようともすべての人の人権を

履行する努力を求める(WPHR: p. 70)。

人権の制度的理解に基づけばこの論争を乗り越えられるとポグゲは主張する。人権の制度的理解は、「人権は消極的義務のみを伴う」というリバタリアンの中心的な信条を損なうことはない。すなわち、「私にとっての他者の人権の規範的力とは、私が他者の人権の対象に安全なアクセスができない強制的な社会制度を支持し課すことを助けてはならないということである。私の参加によって、そのようなアクセスが安全ではない社会秩序の維持を助けているならば、私はその義務を侵害している。」人権の制度的理解に基づけば、リバタリアンの制約のもとでも、社会的経済的人権に資格を与えることができる。すなわち、「そのような人権は、すべての他の人間に対してではなく、特に強制的な制度秩序を課す人々に対してあなたに権利を与える。」そのような強制的秩序は、特に公的な拒否あるいは剥奪によって、基本的な必需品へのアクセスを不確かなものにするように、回避できにかかわらずある者の自由を制限してはならない。そうであるならば、すべての人間の行為者は、消極的義務をもっており、それは仮定された社会的経済的人権と関連があり、「消極的義務とは、強制的秩序の犠牲者を守ることによってかあるいはその改革を案出することによって、もしすべての行為者がその協力に報いないのならば、強制的秩序を支持することに協力しない義務である。」この義務を犯す人は、問題となる不正義の制度的秩序によって生み出された危害(基本的必要への不安定なアクセス)に対する責任を共有する(WPHR: pp. 72-73)。人権の制度的理解から、ポグゲは人権侵害として厳しい貧困を考えている¹⁰⁾。

(7) 制度的コスモポリタニズムと消極的義務

ポグゲによれば、制度的コスモポリタニズムにおいては、人権が社会制度の出現によってのみ活性化されると同様に、グローバルな制度秩序の出現によってのみ人権のグローバルな道徳的力が活性化される。グローバルな制度秩序の出現がこの秩序のあらゆる実行可能な改革を推進する義務を誘発する。それによって人権の履行が強化されることになる。すべての人間は、すべての履行されない人権が少なくとも潜在的にはすべての人の責任となってきた今日単一のグローバルな制度秩序における参加者である。その制度秩序には、領土国家、国際法や外交の体系、また所有権と資本、財、サービスのための市場というグローバルな経済体系のような制度が含まれる。(WPHR: pp. 176-177)。

制度的コスモポリタニズムによれば、それぞれの人には、不正な強制的制度を課すことに協力しないという消極的義務がある。同時に、消極的義務は同じ制度スキームにおける仲間の参加者のみに人権に基づいた責務を誘発する。制度的アプローチに立てば、リバタリアンや権利の功利主義のような極端な立場に陥らない。すなわち、一方でリバタリアンは、われわれが直接的にもたらしていない危害を無視するかもしれない、他方で権利の功利主義は、われわれが危害に因果的に関係していなくともすべての関連のある加害を考慮に入れるよう命じる。制度的アプローチによれば、剥奪や虐待に権威を与え執行する制度秩序を支える人は、もし危害を被る人の保護と制度改革

の推進に向け道理に適った努力をしないのであれば、その制度に協力し、消極的義務を犯しているとみなされる。(WPHR: pp. 177-178)

グローバルな制度秩序を担う国や人々が消極的義務を犯しているのであれば、制度改革をしなければならぬ。制度改革を推進することは、何らかの(積極的な)ことをすることである。しかし、それは積極的義務ではなく消極的義務であるとポグゲは主張する。消極的義務は、事前の意志的な行為、すなわち、人の約束、あるいは人が強制的な制度秩序を支えることに係わることによってのみ「積極的責務」が生じる。不正な強制的制度を課すことに協力しないという消極的義務は、被害者を保護し、そして人権の履行を強める実行可能な改革を促進する責務を引き起こすのである(WPHR: p. 178)。

制度的コスモポリタニズムは社会的経済的人権と密接に係わる分配の正義にどのようにアプローチするのか。ポグゲによれば、制度的アプローチは、マイケル・ウォルツァーが支持し、逆にロバート・ノージックが攻撃する分配の正義とはきわめて異なる分配の正義の構想を提起する。すなわち、「分配の問題は、所与の資源のプールをいかに分配するかも、所与の分配をいかに改善するかもなく、むしろ、財産、協力、そして交換を規制し、そしてしたがって生産と分配を条件付ける経済の基本的ルールをいかに選択しあるいは設計するかということである。」それはコミュニティの存在を前提とせず、経済の基本的ルールの選択の問題である。この選択は人間生活に多大なインパクトがある。そのインパクトから人は隔離できずそして自らを隔離できない。われわれの現在のグローバルな経済秩序が、貧しい人々の間に広範な栄養不良と飢餓の安定的パターンを生み出している。貧困に関連して約1800万人が毎年死亡している。そして極度の貧困を生み出さない実行可能な別のレジームがありうる。そうであるなら、そのような回避できる剥奪の犠牲者は、たんに貧しく飢えているだけではなく、その犠牲者に強制的に課された制度的秩序によって貧しくさせられそして飢えさせられてもいる。この経済秩序には不正義があり、それを豊かな参加者が永続させることは誤りであろう。これは社会的経済的人権の主張が提案された制度的コスモポリタニズムの範囲内に帰するということである(WPHR: p. 182)。

制度的グローバル正義論は制度的コスモポリタニズムのように個人主義、普遍性、そして一般性という三つの要素の重要性を強調する訳ではない。しかし、制度的コスモポリタニズムは、制度的に理解された人権に基づく制度的グローバル正義論の一理論と見なすことができる。制度的コスモポリタニズムも制度的グローバル正義論とともに、既存のグローバル制度秩序の改革ができるにもかかわらず、グローバル制度秩序を成す豊かな国やその市民が消極的義務を犯していると見る。グローバル制度秩序は支持されてはならず、改革されなければならない。制度的コスモポリタニズムは、グローバル制度秩序を課す人々にそれによって生み出された危害に対する責任を要求し、そして危害を被る人々に人権の履行を認め、それゆえにグローバル制度秩序を課す人々にグローバル制度秩序の制度改革の推進を迫る。

2 社会正義コスモポリタニズム

(1) 四種類のコスモポリタニズム

ポグゲはコスモポリタニズムを、個人主義、普遍性、そして一般性という三つの要素を共有するものとして、法的コスモポリタニズム、相互行為的コスモポリタニズム、そして制度的コスモポリタニズムに三分類したが、さらにポグゲは2008年に出版された「コスモポリタニズム」¹¹⁾という論文でコスモポリタニズムを、倫理的コスモポリタニズム、法的コスモポリタニズム、社会正義コスモポリタニズム、そして一元論的コスモポリタニズムに四分類している。三分類と四分類はどのような共通点と相違点があるのか、そして特にポグゲが主張の主眼とする社会正義コスモポリタニズムとは何かについて検討し、それと制度的コスモポリタニズムがどのように関連しているかを明らかにする。

ポグゲがコスモポリタニズムをどのように捉え直しているかを検討する必要がある。ポグゲによれば、コスモポリタンの立場は他の「主義」とは違って、コスモポリタニズムは、ものがいかにあるかについての見解だけではなく、ものがいかにあるべきかについての見解を主に含む。コスモポリタンの立場は評価的規範の見解を中心に含む。すなわち、コスモポリタンの立場は評価し処方する。これらの道徳的な評価と処方を導く中心的な考えが、「すべての人間を対等なものとして包含する」という考えである。この中心的考えは多様な方法で理解され用いられるために、ポグゲは、コスモポリタンの考えが適用される主題に焦点を当て、道徳的構想が評価と処方を提供する実在 (entities)、あるいは判断 (iudicanda) のタイプに応じて道徳構想が一般に分類される方法から着手する。そのような判断には、個々の行為者と集合的行為者、そのような行為者の行為、社会制度、そして世界の状態という四つの主要なタイプがある¹²⁾。

図2 四種類のコスモポリタニズム

主題	行為者とその行為	社会制度	世界の状態
	倫理的コスモポリタニズム	法的コスモポリタニズム	社会正義コスモポリタニズム
			一元論的コスモポリタニズム

第一が倫理的コスモポリタニズムである。ポグゲによれば、行為者とその行為を評価する方法は、密接に相互関係がありそしてそれゆえに「倫理の構想」と呼ばれるものの中で通常いっしょに取り扱われる。そのような構想が、もしその評価と処方がすべての人間の利益を平等に考慮に入れることに基づいているのならば、コスモポリタニズム的である。倫理のコスモポリタン構想が倫理的コスモポリタニズムを例証するものである。さらに、倫理的コスモポリタニズムは、個人間の倫

理コスモポリタニズムと国家間の倫理コスモポリタニズムとに分けられ、前者は個々の人間とその行為に特有な倫理の構想であり、そして後者は国家とその行為に特有な倫理の構想である¹³⁾。

中心的なコスモポリタンの考えを社会制度という主題に直接的に適用する方法と間接的に適用する方法がある。直接的に適用する方法が第二の法的コスモポリタニズムである。直接的な方法とは、社会制度がすべての人間を同等なものとして包含するように社会制度が設計されなければならないという要求を通じてなされる。この要求の中心となる道徳的構想は、すべての人間を含むか、あるいは少なくとも、すべての人間に開かれている一つの普遍的な政治社会をビジョンとして描く。古代のギリシャのポリス (都市国家) を引き合いに出して、そのような普遍的な政体はコスモポリスと呼ばれる。他の制度設計よりも全人間世界という統一された法的組織を好むような処方をするいかなる道徳的構想も法的コスモポリタニズムを例証しているといえる¹⁴⁾。

第三に、社会制度という主題に取り組む道徳的構想のための間接的方法を取るのが社会正義コスモポリタニズムである。公然とある特定の制度設計を要求するよりも、そのような構想は既存の制度に代わる制度設計が評価されるべきでありそして位置づけられるべきであることを参照することで道徳的規準を保証する。ロールズに従って、この種の道徳的構想は (社会) 正義の構想として知られている。社会正義の構想は、その評価と処方がすべての人間の利益を平等に考慮に入れることに基づくならばそしてその場合にのみ、コスモポリタニズム的である¹⁵⁾。

第四に、世界の状態という主題に焦点を当てるのが一元論的コスモポリタニズムである。一元論的コスモポリタニズムは、世界がある評価的基準の観点によってうまく行くという共通の目標あるいは目標の体系を仮定している。そのような共通の目標は、正しい世界の目標あるいは地球上の正義の目標のように、正義の観点から定式化される。その定式において、正義は、社会制度の特性ではなく、問題の状況の特性として理解される。しかしながら、正義に関して共通の目標という構想と社会正義の構想では大きな違いがある。前者はある者が豊かに生まれ他の者は貧しく生まれるという厳然たる「事実」を不正義として診断する一方で、後者は回避できるにもかかわらずそのような始発条件を生じさせるいかなる「制度秩序」も正義ではないものとして診断する。前者は世界の状態の評価と改善に焦点を当てる一方で、後者は社会制度の評価と改革に焦点を当てる。二通りの正義の理解が概念的に分けられ、人々が平等な機会を持つように世界はあるべきだという要求は正義についての要求である。人々が平等な機会を持つように社会制度が設計されるべきだという要求は社会正義についての要求である。そもそも主題のすべてに対して一つの共通の目標を仮定することによって道徳の主題を統一するあらゆる構想は「一元論的」なのである。それはすべての道徳的問題に適用し、そして単一の評価基準を参照して統一された広範な帰結主義的な方法で問題に答える。一元論的道徳の構想は、世界を評価するという観点からの基準がすべての人間の利益を平等に考慮に入れるならばそしてその場合のみコスモポリタニズム的である¹⁶⁾。

コスモポリタニズムの三分類は、個人主義、普遍性、そして一般性という三つの要素を共有するものとしても分類され、コスモポリタニズムの四分類はすべての人間を対等なものとして包含す

図3 コスモポリタニズムの三分類とコスモポリタニズムの四分類との対応関係

コスモポリタニズムの三分類		コスモポリタニズムの四分類
法的コスモポリタニズム	→	法的コスモポリタニズム
相互行為的コスモポリタニズム	→	倫理的コスモポリタニズム
制度的コスモポリタニズム	→	社会正義コスモポリタニズム 一元論的コスモポリタニズム

るという考えを共有するものとして分類されている。三分類は基本的に法的コスモポリタニズムと道徳的コスモポリタニズムに基づく分類であり、道徳的コスモポリタニズムがさらに相互行為的コスモポリタニズムと制度的コスモポリタニズムに分けられる。四分類は四つの主題に対応した分類であり、そのうち社会制度に関して法的コスモポリタニズムと社会正義コスモポリタニズムに分けられる。三分類と四分類ともに法的コスモポリタニズムがあるが、他のすべて名称は異なる。三分類の倫理の原理を仮定する相互行為的コスモポリタニズムは四分類の倫理的コスモポリタニズムに関連し、同様に制度的コスモポリタニズムが社会正義コスモポリタニズムと関連する。四分類にあって三分類にはないものが一元論的コスモポリタニズムである。

（2）四つのコミットメント

ポッゲは、コスモポリタニズムの三分類において個人主義、普遍性、そして一般性という三つの要素を共有するものとするが、コスモポリタニズムの四分類においては法的コスモポリタニズムがコスモポリタン制度秩序を提唱することで明確に異なっており、他の三つのコスモポリタニズムがコスモポリタン道徳的基準あるいは規準を提唱し、それらは次の四つのコミットメントを共有するという¹⁷⁾。

- 「規範的個人主義」

道徳的関心の根本的な単位は「人間」あるいは「人」であるということである。むしろたとえば、家系、部族、エスニック共同体、文化共同体または宗教共同体、国民または国家はその構成員にとって間接的にのみ道徳的関心の単位となりうる。コスモポリタンの道徳規準は、個々の人間がいかに暮らしあるいは取り扱われるかについての情報に関してのみその評価と処方基礎となる。

- 「公平性」

そのような情報を加工する上で、コスモポリタンの道徳規準は、人間個人を含む各自のおのおのを体系的に考慮に入れる。経済学者はこれを匿名条件と呼ぶ。すなわち、一定数の包含された諸個人は、これらの個人が誰であるかにかかわらず、ある運命と取り扱いが同じ方法で評価に加わることを経験する。

- 「全包括性」

すべての人間は、道徳の関心の根本的な単位としてみなされ、そしてしたがってコスモポリタンの道徳規準はその評価と処方の基礎となる情報の基礎に含められる。

- 「一般性」

すべての人間がもつこの特殊な地位はグローバルな力がある。人は「すべての人にとっての」関心の根本的な単位である。この地位は、その同胞、仲間の宗教者のようなものにとっただけの関心の根本的な単位ではない。コスモポリタンの道徳規準が下す評価と処方は、すべての個々の人間行為者と集団的行為者に対して権威を要求する¹⁸⁾。

規範的個人主義、公平性、全包括性、一般性という四つのコミットメントのうち、規範的個人主義、全包括性、一般性が、コスモポリタニズムの三分類における個人主義、普遍性、一般性にほぼ対応する関係にある。公平性が新たなコミットメントとして付加されている。四つのコミットメントは法的コスモポリタニズムを除き、他の三つのコスモポリタニズムに共有されるが、ここでは四つのコミットメントと社会正義コスモポリタニズムの関連と、そして社会正義コスモポリタニズムと制度的コスモポリタニズムの関連を検討する。

（3）社会正義コスモポリタニズム

社会正義コスモポリタニズムは四つのコミットメントにどのように関連するのか。ポッゲによれば、社会正義コスモポリタニズムの構想は、個々の人間がいかに暮らしあるいは取り扱われるか、すなわち、個々人の人権と社会経済的分け前にもっぱら焦点を当てることで「個人主義的」である。それは、世界全体にわたる全人間の人権と社会経済的分け前を考慮に入れることで「全包括的」である。それは人権と社会経済的分け前を体系的に考慮に入れることで「公平」である。そしてそれは社会制度に関してすべての人間の責任を規定することで「一般的」である¹⁹⁾。

制度的コスモポリタニズムと同様に社会正義コスモポリタニズムは人権を強調する。人権を強調するからといって、その構想が過度に西洋的あるいはリベラルである必要はないとポッゲは主張する。十分に実現するためには、人権はすべてのために履行されなければならない。人権は、あらゆる人間にとって、この人がその対象に安全なアクセスをもつとき履行される。（人権はその対象に対する権利である。）それゆえ、制度設計の突出した目標とは、「すべての人間がすべてのその人権の対象に安全なアクセスをもつこと」である。「この目標は、多様な文化の世界において広範囲に共有できる。」それは、公正な機会の均衡あるいは格差原理のグローバル版を組み入れるものではない。ましてや世界国家を必要とはしない。むしろ、それは、はなはだ多様となりうる領土的諸社会の多元性を通じて達成されうる。すなわち、いくつかのリベラルな社会は司法メカニズムを全面的に使用して人権の対象に対する安全なアクセスを維持するかもしれない。その一方で、

いくつかのリベラルではない諸社会はその文化に合った他の制度的な申し合わせを通じて安全なアクセスを維持できるだろう。これらのすべての社会は、これらが人権の履行という卓越した制度的目標に適切に従属させられているのならば、その国内制度秩序に付加的な社会正義の目標を自由に採用できる²⁰⁾。

ポッゲによれば、われわれの世界は、人権の実現からはるかにほど遠い。数十億の人々が、ほとんどより貧しい国においてだが、基本的な食糧や安全な水、最小限の衣服や住まい、物理的な安全、基礎的な教育とヘルスケア、不可欠な市民的政治的自由に対する安全なアクセスを欠いている。「社会正義コスモポリタニズムは、現状が露呈する広範囲な人権の欠損が制度的に回避できるかぎり、現状の批判を支持する。社会制度は、それが予見できるにもかかわらず回避できる人権の欠損の一因となるかぎり、不正義である。」豊かな国において、われわれは、ロールズの援助義務のように、海外で人権が履行されていないことを援助の根拠として見てしまいがちである。しかしながら、社会正義コスモポリタニズムはそのようには見ない。「われわれの失敗とは、援助があまりにも少ないことだけではなく、回避できる大規模な人権の欠損を予見可能であるにもかかわらず生みだしそして永続化するトランスナショナルな制度的取り決めに設計し課していることにもある²¹⁾。」

制度的コスモポリタニズムが既存のグローバル制度秩序における人権の侵害を不正義と見ると同様に、社会正義コスモポリタニズムも人権を損なうトランスナショナルな制度的取り決めに不正義と捉える。社会正義コスモポリタニズムはそれが人権を強調する点で制度的コスモポリタニズムと同じコスモポリタニズムである。それゆえ、社会正義コスモポリタニズムと制度的コスモポリタニズムの立場からすれば、グローバルな制度的取り決めに課す豊かな国や市民にはそれに協力しない義務とそれを改革する責務がある。

3 ロールズ批判

（1）純粋に受取人志向アプローチ批判

グローバル正義論やコスモポリタニズムの議論において、ロールズに従ってポッゲは、社会の基本構造、なかんずく社会制度を重視するために、制度的コスモポリタニズムや社会正義コスモポリタニズムを標榜する。しかしながら、同時に、ポッゲはロールズの正義論に対して批判的であり、そして特にロールズの国際正義論に対する批判には容赦がない。ポッゲは、ロールズの国内理論も国際理論もともに、「純粋に受取人志向」(purely recipient-oriented : 以下PROと略す)のアプローチである点を問題にし、そしてロールズの国内理論と国際理論との非対称性から国際理論を批判する。

ポッゲによれば、ロールズが行っている種類の契約主義的な思想実験は、道德問題に対するPROアプローチを表す。PROアプローチは以下のように定義される。「ある道德問題に対してPROア

プローチを提唱する人は、実行可能な代わりとなる解答が、解答の選択によって直接関連して影響を受ける人々、すなわちその選択の「受取人」に、いかに影響するかを比較することによって、その正確な解答が見出されそして正当化されるということを信じている。」ひとつの解答は、それがこれらの受取人にとってより良いのであればそしてその場合のみ、もうひとつの解答よりもより良い²²⁾。

ポッゲはPROアプローチを拒否する。なぜならば、それは、受取人が特定の判断によっていかに影響されるかのみを検討するからである。それは、受取人がこの判断によっていかに「取り扱われている」かに反対するものである。PROの理論化は、受取人がいかに暮らすかのみを検討するものであり、したがって善と悪が特定の受取人に至る特定の因果的な経路を無視している。その人とその行為の評価は行為者の行為が引き起こすことかあるいは予防に失敗していることかどうかを道徳的にたいてい問題にするのであるが、PROの理論化が妥当なものではないところは、人とその行為の評価を安易に見る点にある。また、それは社会のルールの評価においても妥当ではない。なぜならば、たとえば、これらのルールが命令しあるいは正当と認める危害に重きを置かないのは、これらのルールがたんに予防しあるいは緩和するのに失敗している同等の危害に重きを置かないのと同じだからである²³⁾。

ポッゲは、具体的な事例として、ロールズが刑法体系の設計にPROアプローチを適用して、基本的自由の制限を伴う無過失責任の刑法を是認することを批判する。ポッゲによれば、それを認めるならば、容疑者の尋問への規制を緩和し、刑事裁判における証拠の基準を低めることを正当化することになるからであり、そして悪意はないが、きわめて危害があり抑止によって実質的に縮小する（飲酒運転のような）違反に対して厳罰を課すことになるからである。「受取人」は基本的自由が次のどちらの危害によって危険にさらされるかを気にしない。すなわち、一つはわれわれの制度秩序によって命令されあるいは正当と認められる危害や国家公務員による危害によって危険にさらされる危害であり、もう一つはわれわれの制度秩序によって不十分に防止されあるいは抑止される危害や犯罪者と民間人によって加えられる危害である。しかし、他者にこの制度秩序を課すことに参加する政治的に責任のある「市民」としては、回避できる危害よりもむしろ、無過失責任の刑法のもとで潔白な人を罰するようなことを公的に加える危害にこそいっそうの重きを置く。PROアプローチはこれらの視座の第一のものにのみ思案するだけである。社会正義の適切な構想は両視座を均衡させねばならない²⁴⁾。

（2）国内理論と国際理論の非対称性

ロールズにとって彼の二つのPRO理論間の相違が彼の原初状態の「融通性」と「柔軟性」を証明するものなのであるが、ポッゲはそれらをロールズの国際理論の信頼性にさらなるダメージを与える「説明されていない非対称性」と捉え国際理論を批判する²⁵⁾。ポッゲが指摘する非対称性の二点のみについて検討する。一つの批判点はロールズが社会正義コスモポリタニズムにおける規範

的個人主義というコミットメントを拒否する点であり、そしてもう一つの批判点はロールズの正義論に従えば正義論は制度的であるはずにもかかわらず、ロールズの国際理論が相互行為的になる点である。

第一に、ポグゲによれば、ロールズは国内的には規範的個人主義を是認するが、国際的にはそれを拒否する。これが非対称的であるのは、ロールズの国内理論において、集団の利益はまったく独立の重きを与えられず、個人が集団を選択しそれと一体とする場合にかぎり集団の利益は検討されるのとは対照的に、ロールズの国際理論においては、民衆が道徳的関心の根本的単位として認識されているからである。すなわち国際理論においては、個人の利益に還元されない利益をもつ集団として民衆が認識されている。ロールズの国際理論での主張は、国家の行為を統治する特定の一連のルールを選択し正当化するためには個人の利益をまったく計算に入れるべきではないということになる。計算に入れる唯一のことは、「平等と独立を保持するそれぞれの民衆の利益」である。それゆえに、ロールズの国際的な原初状態において討議者は、諸民衆の法に代わる説得力のある定式化が、絶対的かあるいは他国の市民との相対的かのどちらかであれ、非常に貧しいことに悩む個人に結果としてどの程度影響を及ぼすかに気に留めることはない。しかしながら、ポグゲは、討議者が（リベラルな諸国の社会と良識ある社会の両社会において承認された利益を）獲得する機会をもつ絶対的相対的な社会経済位置において個人の利益にほんの少し重きを置いたならば、討議者は国際的な経済的不平等をさらに悪化させるよりもむしろそれを和らげることになるグローバルな経済ルールを選ぶ理由があると主張する²⁶⁾。

第二に、ロールズの国内理論が三層的で制度的であるのに対して、国際理論は二層的で相互行為

的である点で、非対称的である。国内理論の場合、変わりやすい自然的・歴史的・文化的そして経済的テクノロジー的な環境内で、国内の制度秩序の設計・改革そして調整を導く正義の公共規準を当事者は採用する。ロールズの国際理論の場合、当事者は特定の国際ルールを直接的に是認するように問われる。三層構造は多様な環境に適応するために柔軟性を提供する。しかし、二層構造はそのような柔軟性を提供しない。変化するグローバルな環境のもとであまりにも厳格すぎて民衆としての利益を履行できないことを証明するかもしれない特定の一連のルールにロールズの諸民衆の社会の構成員は固定される。国内理論の場合、経済の相互行為のルールは自由な交渉によって形成されてはならず、むしろ困窮や不平等を最小限するためにそして背後の正義を保持するために設計され調整されなければならない。しかし、国際理論の場合、自由な交渉によって形成される経済的相互行為の条件を認めることは背後の正義に対して脅威を与える。自由な交渉によって形成されるグローバルな経済秩序は、豊かな社会の有利な地位を反映し、そしてその有利な地位を継続的に増大させる結果となる。「そのような経済秩序を課すことは、それによって利する人々が不利な人々を最低限以下に落とし続けるという事実によって正しいとはされない²⁷⁾。」

ロールズの国際正義論は民衆に基礎を置くために国内正義論のような規範的個人主義を拒否する。ロールズの国際正義論において個人の利益は計算に入れられず民衆が重視される。民衆はその平等と独立の保持のみを計算に入れ、民衆は諸民衆の法を選択する。グローバルな経済秩序は、自由な交渉によって形成されるために、不平等な秩序になる。それは、ロールズの国際正義論が制度的ではなく相互行為的である結果である。もし規範的個人主義を基礎に制度的に国際正義論を組み立てるならば、国際的な経済的不平等を和らげるコスモポリタンのグローバルな制度秩序が構築されることになろう。しかし、ロールズはそれを拒否し、国内正義論との非対称性をかかえた国際正義を主張しているのである。

図4 ロールズの国内理論と国際理論の非対称性

国内理論	国際理論
原初状態における当事者 <u>誰が選択するのか</u>	原初状態における当事者 <u>誰が選択するのか</u>
社会正義の公共規準 (ロールズの二つの原理と二つの優先順位ルール) <u>どれを選択するのか</u>	国際ルールのスキーム (ロールズの八つの諸民衆の法)
あらゆる特定の状況のための基本構造の設計	

4 ポグゲ批判

『世界の貧困と人権』に関して2005年に*Ethics & International Affairs*で特集が組まれたが、その中から、ポグゲの提示するデータについての批判とポグゲのリバタリアンの立場をめぐる二つ批判を取り上げ、それぞれの批判に対してポグゲがいかに反論するかを示し、そして最後にポグゲのコスモポリタニズムを批判的に検討する。

第一に、グローバルな不正義の根拠としてポグゲが示すデータに対する批判がある。そのデータに問題があれば、ポグゲが問題にするグローバルな制度秩序が批判の対象となることはない。こうした指摘をしているのがマサイアス・リッセである。リッセによれば、1820年に世界人口の75パーセントは一日1ドル以下で生活していた。今日では、グローバルに見れば、わずかに20パーセント以上にすぎない。平均余命も1950年から1999年の間に、開発途上国において44歳から64歳に上昇した。グローバルな秩序を特徴づける国際組織のネットワークはその真価が認められてお

(出所) Thomas Pogge, "The Incoherence between Rawls's Theories of Justice," *Fordham Law Review*, Vol. 72, No. 5 (2004), p. 1745.

り、このネットワークがないことがその最も弱い構成員に最大限危害を加えることになる。それゆえ、「グローバルな秩序は、貧しい人に危害を加えていないだけでなく、過去200年にわたって達成されてきた人間の福祉におけるかなりの改善に関して妥当な評価がなされうる。したがって開発途上国に対してわれわれの義務についてポグゲが述べることの多くは誤りである」とリッセは批判する²⁸⁾。

リッセの批判に対して、ポグゲは、「リッセの議論の焦点は、社会の福祉に焦点を当てるものであり、特にその一人当たりG N Pによって評価されている。私の議論は個々の人間の福祉に焦点を当てる。この相違は重要である。なぜならば、ナイジェリアの石油収入の例での議論のように、(一人当たりG N Pの観点で) 貧しい国を豊かにするものがその住民をあまりにもしばしば貧困にさせる。」と反論する。なぜならば、グローバルな貧しい人々が人類において占める割合が減少しても、そのことが、ひどい貧困の中の生活に人々を閉じこめる人々と対照して、避けられるにもかかわらず苦しみ死ぬ人々の苦情を減らすことはできないからである²⁹⁾。

第二に、アラン・パットンは、『『世界の貧困と人権』の特徴的で刺激的な要求は、貧しい人に対するわれわれの責務に関してかなりマキシマリスト的な結論が規範的にミニマリストの前提から引き出しうる」と述べ、ポグゲの戦略が成功していないと批判する。なぜならば、ポグゲは次のディレンマに直面するからである。パットンによれば、一方で、ポグゲの規範的原理は、彼が要求するように、道理にあってミニマルであるが、しかし、もし採択されるならば、グローバルな貧困の根絶に近づける責務を生み出し得ない。他方で、ポグゲの規範的原理は、グローバルな貧困に対して強力なそして広範囲を一連の責務を生むが、しかし、ポグゲが主張するほどにはミニマルでもあるいは妥当なものでもない。事実上、ポグゲはかなりマキシマリストの規範的前提からかなりマキシマリストの結論を引き出している³⁰⁾。ポグゲは、リバタリアンの規範を前提としながら平等を重視する左派リバタリアンであるかのように見えるが、パットンによれば、ポグゲはリバタリアンの前提に背くことなくグローバル正義論を構築できている訳ではない。

パットンの批判に対して、ポグゲは、自ら主張する社会正義の基準はミニマルであると述べ、ミニマルな基準とは、「これが道理にあって可能であるかぎり、社会制度のもとで人権が履行されるように人間に課すいかなる社会制度も設計されなければならないということを要請するにすぎない。」と規定する。社会正義の基準に伴う義務は、(あなたが課すことに協力する制度秩序に従属する人に)「範囲」と、(人権の欠損の回避に)「主題」と、そして(既存の制度秩序に代わる制度を通じて道理にあって回避できる人権の欠損というその部分があなたの分け前として補償される)「要求」とに厳密に制限される。それゆえ、社会制度は、それがミニマルな人権の基準を満たすことに失敗しているのであれば、正義ではありえない。既存のグローバルな制度秩序はこのミニマルな基準さえ達していない。それゆえ、既存のグローバルな制度秩序は不正義なのである³¹⁾。

第三に、ローワン・クラフトは、「人権は消極的義務のみを伴う」というリバタリアンの信条に同意するポグゲ(「左派リバタリアン」の立場)を批判し、消極的義務によって伴う「矯正的義務」、

「止める義務」、「個人的に注意深くあるべき義務」、そして「他者に向けられた注意深くあるべき義務」という四つの派生的な積極的義務があると主張する。クラフトは他者に向けられた注意深くあるべき義務を重視する。それは、他の人々がその消極的義務に従うことを保証するように措置を講じる義務である。クラフトによれば、消極的人権が他者に向けられた注意深くあるべき義務を伴うことができると認めるならば、それは、消極的人権がある人々あるいは組織によって脅威のもとにあるときに、他の人々はそれに関心をもつべきであり、そしてそのような権利侵害を防ぐ措置を講ずるべきであるということになる可能性を開く。グローバルな貧困によって侵害された人権は、奴隷制、アパルトヘイト、ジェノサイドによって侵害された人権と道徳的に類似のものとしてグローバルな貧困によって侵害された人権を描こうとするポグゲの広範な目的をむしろむくことなく、消極的人権が他者に向けられた注意深くあるべき義務を伴うと主張することができる。さらに、クラフトは、人権がある根本的な積極的義務も伴うと主張する。その主張とは「積極的義務が存在することは消極的義務が存在することとかわりがない」ということである。たとえば、資源に乏しい環境に暮らす人々のための食べ物と飲み物の最小限に適切な供給を確保するためには、援助という積極的行為は、誰もその人々に食べ物と飲み物を拒否したいと思わなくとも、必要であるように思われる。同様に、誰もが人々の衣類、住居、ヘルスケア、そして教育へのアクセスをじゃましようと思っていなくとも、援助という行為がこれらの財を供給するために必要とされる場合がある。これを基礎にすれば、食べ物、飲み物、衣類、住居、ヘルスケア、そして教育の最小限に適切な供給に対するポグゲの人権は、より根本的な消極的義務の侵害から引き出されない積極的援助義務を伴う場合がある³²⁾。

ポグゲは、消極的人権の内容から積極的義務を引き出すクラフトの議論に対して、人権を「薄い意味」と「十分な意味」に分け反論する。薄い意味では、「人権の内容はその対象である。すなわち、その権利とは対象に対する権利である。」十分な意味では、「その対象に関して、いずれの他の行為者に対して、この権利がその担い手に与える道徳的要求を特定化することで、その内容が与えられる。」人権は伝統的に薄い内容の観点によってのみ公式化され、その十分な内容を特定化されないままできた。すべての人がXに対する人権をもち、すべての人が道徳的憤りの雰囲気と言いそして自らの賞賛を価値があると言う。そして賞賛が成立する。「なぜならば、すべての聞き手は、その十分な内容が特定されないままにさせているかぎり、痛みなく是認することができるからである。」ポグゲはこうした曖昧さを払拭するために、「それぞれの人権がその担い手に与える道徳的要求を特定化する措置をとる。」と主張する³³⁾。つまり、担い手に与える道徳的要求を特定化できなければ、人権は道徳的憤りにすぎず、それを特定化できるのは消極的義務を伴う人権である。

さらに、ポグゲは、「義務」と「責務」を用語的に区分することで、クラフトの積極的義務論を批判する。ポグゲによれば、「義務は道徳的に根本的でありそしてつねにわれわれに適用する。ある義務は生成的義務である。すなわち、適切な経験的な環境と関連して、行為のためのより特定の道徳的理由を生み出す義務があり、それが責務である。」ポグゲによれば、われわれは消極的義務を

もっており、それは、保護と改革の努力に報いることなく、予測できるにかかわらず回避できる人権の欠損を引き起こす制度秩序を他者に課すことに協力することで他者に危害を加えることのない義務である。これは生成的義務であり、それは、予測できるにかかわらず回避できる人権の欠損を引き起こす制度秩序を課すことにわれわれが協力することと関連して、この秩序のもとで人権が履行されないままにいる人々のために保護と改革の努力を補う責務を生む。これが積極的責務である。その人々は、われわれ一人ひとりに、われわれがいっしょに加える危害の分担を補償するよう要求する。その被害者を保護することによってか、制度改革のために働くことによって補償が行われる。「この積極的責務は人権と関連する消極的義務によって生み出される。したがって、そのような積極的責務を履行することに失敗することは人権の侵害である³⁴⁾。」積極的責務は消極的義務によって生み出されるが、それは積極的義務ではない。

ポグゲは、リバタリアンの規範的前提から逸脱するために批判され、あるいはリバタリアンであるがゆえに積極的義務を認めないと批判される。ポグゲは「ある種のリバタリアン」³⁵⁾であると自認し、自らの正義の基準がミニマルであると主張し、そして積極的責務を認める。しかし、そもそもポグゲの制度的アプローチは、リバタリアンとは異なり、直接的にもたらしていない危害でもそれがわれわれの課す制度秩序と関わりがある限り、それを正義の問題として捉え、そしてピーター・シンガーのような「帰結主義的平等主義」³⁶⁾とも異なり、われわれが因果的に関係していない加害を考慮に入れないという立場である。

上記のポグゲ批判の議論で、コスモポリタニズムそのものを主に批判するものはないが、ポグゲが説明的ナショナリズムを批判しグローバルな要因を強調することに対して、「コスモポリタンの不平」³⁷⁾、「説明的コスモポリタニズム」³⁸⁾、「説明的グローバリズム」³⁹⁾と呼ぶ方法論的な批判がある。しかしながら、ポグゲは、国内要因のみを重視することを批判し、むしろ国内政策がグローバルな制度的要因によって左右されることを主張する。ポグゲによれば、グローバルな制度秩序の出現によって、すべての人間は単一のグローバルな制度秩序における参加者となっている。貧しい人々に危害を加えるグローバルな制度秩序を課す豊かな国や市民にはそれに協力しない消極的義務とそれを改革する積極的責務がある。その改革案として豊かな人々の暮らし向きを悪くすることのない穏健なグローバル資源配当が提案されている。その金額は年当たり約3000億ドルと巨額ではあるが、一人当たりではグローバル資源配当金は約120ドルになる。グローバル資源配当金によって約25億人が厳しい貧困から抜け出せ、それによって豊かな人々は消極的義務を果たすことになる。ポグゲは、人権の制度的理解に基づいて、バタリアンの制約のもとでも、社会的経済的人権に資格が与えられることを論証している。しかし、一人当たりの消費支出が増加するからといって、それによって世界の厳しい貧困が撲滅され、グローバルな不平等の拡大が阻止されるという根拠にはならない。さらに強制的なグローバル制度秩序への要求が人権として認められても、グローバル制度秩序がその要求に基づきどのように改革され、その結果個々人に人権がいかに履行され保証されるかが明確ではない。

注

1) チャールズ・ベイツについては、伊藤恭彦「リベラリズムの普遍性をめぐる対抗—グレイとベイツ—」有賀誠、伊藤恭彦、松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版、2007年、12-17ページ。田中宏明「ロールズの国際正義論批判とコスモポリタン正義論（1）—ベイツ、ポグゲ、ヌスバウムを中心に—」『宮崎公立大学人文学部紀要』第15巻第1号、2007年、153-165ページ。を参照。

2) Leif Wenar, “Contractualism and Global Economic Justice,” *Metaphilosophy*, Vol. 32, No. 1/2 (January 2001), p. 85. ポグゲに関する邦語文献として以下を参照。神島裕子「国際的社会的正義の一試論—ジョン・ロールズとトマス・ポグゲ—」『法学政治学論究』第54号、2002年、239-260ページ。神島裕子「グローバルな正義をめぐる対抗—センとポグゲ—」有賀誠、伊藤恭彦、松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』、152-159ページ。竹村和也「「貧困を強いること」と人権—T. W. ポグゲのグローバルな正義論—」『天理大学人権問題研究室紀要』第7号、2004年、15-29ページ。

3) John Rawls, *The Law of Peoples with “The Idea of Public Reason Revisited”* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2003), pp. 111-120. [中山竜一訳『万民の法』岩波書店、2006年、155-176ページ。]

4) Thomas Pogge, *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms* (Cambridge, Polity Press, 2002). 2008年に第1版を修正増補した第2版が出版された。Thomas Pogge, *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, Second Edition (Cambridge, Polity Press, 2008). 本書の引用は、WPHRと略記し、第2版のページ数を注記するだけでなく、本文中にも記す。

5) Thomas Pogge, “Real World Justice,” in Gillian Brock and Darrel Doellendorf, eds., *Current Debates in Global Justice* (Dordrecht: Springer, 2005), p. 36. [児玉聡訳「現実的な世界の正義」『思想』第993号、2007年1月、104ページ。]

6) Thomas Pogge, “Preface: Introduction to the Two-Volume Collection,” in Thomas Pogge and Darrel Doellendorf, eds., *Global Justice: Seminal Essays* (St. Paul: Paragon House, 2008), pp. xvii-xxii.

7) ポグゲが言う「われわれ」とは、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの大人の市民であり、これら市民は少なくとも、これらの国々の経済安全保障と基本的な西洋の価値を共有する。ポグゲは、世界の貧困に関してわれわれの責任に焦点を当てることで、日本の責任が重要な点で異なり、そしてより貧しい国の「エリート」にはまったく責任がないと示唆しているのではないと注記している。WPHR, p. 266.

8) 「ロックの但し書き」とは、ロバート・ノージックによれば、「他の人々にも、充分の量と同品

質のものが同じように残されているようにすべし」ということである。ロバート・ノージック、島津格訳『アナーキー・国家・ユートピア（下）—国家の正当性とその限界—』木鐸社、1989年、295ページ。

- 9) Thomas Pogge, “Human Rights and Human Responsibilities,” in Pablo De Greiff and Ciaran Cronin, eds., *Global Justice and Transnational Politics: Essays on Moral and Political Challenges of Globalization* (The MIT Press: Cambridge, Mass., 2002), p. 165.
- 10) Thomas Pogge, “Severe Poverty as a Human Rights Violation,” in Thomas Pogge, ed., *Freedom from Poverty as a Human Right* (Oxford University Press: Oxford, 2007), p. 29.
- 11) Thomas Pogge, “Cosmopolitanism,” in Robert E. Goodin, Philip Pettet and Thomas Pogge, eds., *A Companion to Contemporary Political Philosophy*, Volume 1, Second Edition (Blackwell Publishing: Oxford, 2008), pp. 312-331.
- 12) *Ibid.*, p. 312.
- 13) *Ibid.*, pp. 312-313.
- 14) *Ibid.*, p. 313.
- 15) *Ibid.*
- 16) *Ibid.*, p. 314.
- 17) *Ibid.*, p. 316.
- 18) *Ibid.*
- 19) *Ibid.*, p. 318.
- 20) *Ibid.*
- 21) *Ibid.*, pp. 318-319.
- 22) Thomas Pogge, “The Incoherence between Rawls’s Theories of Justice,” *Fordham Law Review*, Vol. 72, No. 5 (2004), pp. 1740-1741.
- 23) *Ibid.*, p. 1742.
- 24) *Ibid.*, pp. 1742-1743.
- 25) *Ibid.*, p. 1743.
- 26) *Ibid.*, pp. 1744-1745.
- 27) *Ibid.*, pp. 1745-1751.
- 28) Mathias Risse, “Do We Owe the Global Poor Assistance or Rectification?,” *Ethics & International Affairs*, Vol. 19, No. 1 (2005), pp. 9-12.
- 29) Thomas Pogge, “Severe Poverty as a Violation of Negative Duties,” *Ethics & International Affairs*, Vol. 19, No. 1 (2005), p. 55.
- 30) Allen Patten, “Should We Stop Thinking about Poverty in Terms of Helping the Poor?,” *Ethics & International Affairs*, Vol. 19, No. 1 (2005), pp. 19-20.

- 31) Thomas Pogge, “Severe Poverty as a Violation of Negative Duties,” pp. 59-61.
- 32) Rowan Cruft, “Human Rights and Positive Duties,” *Ethics & International Affairs*, Vol. 19, No. 1 (2005), pp. 30-34.
- 33) Thomas Pogge, “Severe Poverty as a Violation of Negative Duties,” pp. 66-67.
- 34) *Ibid.*, pp. 68-69.
- 35) *Ibid.*, p. 76.
- 36) Debra Satz “What Do We Owe the Global Poor?,” *Ethics & International Affairs*, Vol. 19, No. 1 (2005), p. 51.
- 37) Mathias Risse, “Do We Owe the Global Poor Assistance or Rectification?,” p. 15.
- 38) Allen Patten, “Should We Stop Thinking about Poverty in Terms of Helping the Poor?,” p. 23.
- 39) Debra Satz “What Do We Owe the Global Poor?,” p. 49.

